ŌMIYA NEWS

No.64　2026年10月17日 JR東労組大宮地本

年末手当には生活要素を反映させるべき！減少する支給額を満額獲得で打ち破ろう!!

①月例賃金が増えても期末手当は減額！ 同じ支給月数では従来の金額を守れない！

▲問題点

これまで
・都市手当・扶養手当が算出基礎に含まれていた

新しい制度
・役割遂行賃金のみ
生活要素が含まれなくなった
支給月数が増えても減額になる！！

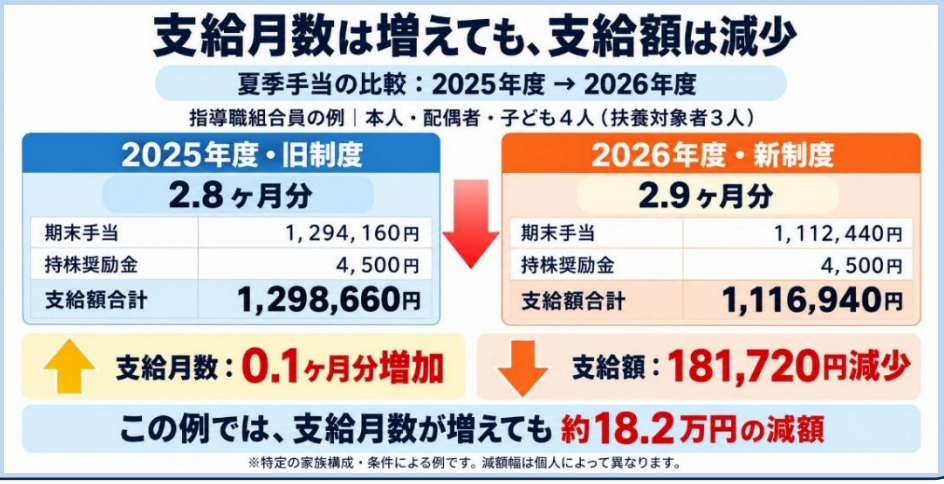

これまでと同じ支給月数では従来の支給額を確保できません。生活水準を維持・向上させるためには、これまで以上の支給月数を獲得することが必要です!!

②経過措置が講じられている組合員が複数発生！

・4 月からの人事・賃金制度改正で賃金月額の減る一部社員には経過措置（最大5年）が講じられる
・令和7年度と令和8年度の対象賃金を比較し、下回る場合はその差額を経過措置として支給する
・経過措置はベースアップ・能力昇給・評価昇給分を償却しながら最大5年間
・昇格昇給は経過措置の償却の対象外

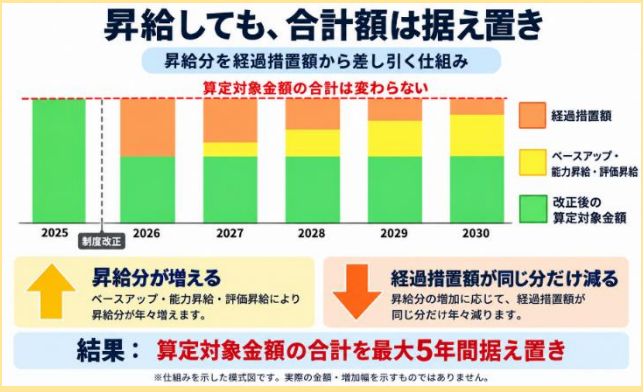

▲問題点

・経過措置が3万円の場合、今後5年間で「能力昇給・ベア」の合計が3万円以下の場合、支給額が**5年間頭打ちで変わらない！**

満額獲得しなければ生活が守られない！全組合員で共にたたかおう!!